

発注者支援業務等 説明資料

四国地方整備局
令和6年12月2日



四国地方整備局

【1】令和7年度発注者支援業務等の方針

1. 全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

- 令和7年度発注業務等についても、全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施

2. 「市場化テスト」の終了

- 平成23年度から実施していた「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札（民間競争入札）」を令和3年度をもって終了している。

- 令和3年度に民間競争入札を終了した業務

＜発注者支援業務等＞

- ・発注者支援業務
積算技術、工事監督支援、技術審査
- ・公物管理補助業務
道路許認可審査・適正化指導、河川巡視支援、
河川許認可審査支援、ダム管理、堰・排水機場管理
- ・用地補償総合技術業務
用地補償総合技術

【2】令和7年度発注者支援業務等の業務概要

発注者支援業務等 一覧

分類	区分	業務名称	主な業務内容
発注者支援業務等	発注者支援業務	積算技術業務	工事積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務支援
		工事監督支援業務	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援
		技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成等の業務の支援
	公物管理補助業務	河川巡視支援業務	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる
		河川許認可審査支援業務	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対策等の支援
		ダム管理支援業務	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援
		堰・排水機場管理支援	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検
		道路許認可審査・適正化指導業務	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立合い、特殊車両通行の指導取締り等の支援
	用地補償総合技術業務	用地補償総合技術業務	損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで公共用地交渉等を実施し、損失補償の承諾を得る 等
	その他	行政事務補助業務	技術資料作成等業務
総合技術補助業務			電気通信、機械及び営繕の工事及び業務に関する資料作成等の支援

【3】令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

令和6年度から変更なし

1. 応募要件等

(1) 企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件

(2) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者等に求める資格要件

(3) 中立性要件

(4) 管理技術者の直接雇用関係

【3】令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

2. 契約条件について

令和6年度から変更なし

(1) 設計共同体

技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より設計共同体による業務参加を拡大導入している。

発注者支援業務等において設計共同体として認める業務区分

対象業務		分担できる業務の区分	
発注者支援業務	積算技術 工事監督支援	業務内容による区分	・ 河川／道路／電気／機械／公園 等
		工種による区分	・ 維持修繕／改築 等
		区域による区分	・ 出張所単位（監督官単位） ・ 河川単位 ・ 道路路線単位 等
公物管理補助業務(全般)		業務内容による区分	・ 河川／道路／電気／機械 等
		区域による区分	・ 出張所単位 ・ 河川単位 ・ 道路路線単位 等
	ダム管理支援	業務内容による区分	・ 下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
	堰・排水機場等管理支援	区域による区分	・ 施設単位 等
	河川許認可審査支援	業務内容による区分	・ 占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等
道路許認可審査・適正化指導	業務内容による区分	・ 占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等	
用地補償総合技術業務		業務内容による区分	・ 道路／河川 等
		区域による区分	・ 河川単位 ・ 道路路線単位 等

※技術審査業務、河川巡視業務、行政事務補助業務も区分可能な業務は設計共同体対象。

【3】令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(2) 国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

平成23年度より導入している「複数年度契約」について、以下の区分の業務を令和7年度についても継続し、実施する。

発注者支援業務

⇒ 実施可能な業務にて複数年度契約を導入

公物管理補助業務

⇒ 原則、2カ年又は3カ年の複数年度契約を実施

【3】令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

3. 発注スケジュール(案)

＜四国地方整備局のスケジュール(案)＞

- 発注見通しの公表 : 12月上旬～中旬を予定
(PPI、HP公表予定)
- 業務内容・応募要件等に関する一般事業者向け説明会の開催 : 12月2日(月)
- 入札手続き開始の公告 : 12月中旬～下旬を予定
- 入札・開札 : 2月初旬～中旬を予定
- 4月1日以降履行開始

(※注意) 電子入札システムでは、一般競争入札方式を使用します。

【3】令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

4. 情報提供の拡充

(1) 一般事業者向け説明会の開催

契約方式や募集要項の見直し内容等の情報提供を行うため、入札公告等に先立ち一般事業者向けの説明会を開催。

(2) 入札公告に掲載する情報の拡充

○入札情報サービス(PPI)により簡易な方法で入手できる入札公告において、具体的な応募要件を記載する。

○四国地方整備局のホームページに発注者支援業務等関連情報のポータルサイトを設置し、情報提供の充実を図る。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

1. 参加資格要件

(ア)単体の場合

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ②四国地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、希望業種を「土木関係建設コンサルタント業務」として受付期限の日までに申請している者であること又は受付期限の日までに申請する者。

※また、令和7年4月1日時点で上記の認定を受けていなければならない。
- ③四国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(イ)設計共同体の場合

- ① (ア)に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。
- ② 業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、四国地方整備局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

2) 競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

令和6年度から変更なし

(ア) 中立・公平性に関する要件

○発注者支援業務

業務区分	要件
積算技術	<ul style="list-style-type: none">・工事に関する参加資格要件 業務の履行期間中に工期がある当該事務所の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、業務の入札に参加出来ない。・工事に関する事後制限(※参加資格には該当しない) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。
工事監督 支援	
技術審査	

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

令和6年度から変更なし

○公物管理補助業務

業務区分	要件
河川巡視支援	・参加資格要件 業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。(ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。)
河川許認可審査支援	
ダム管理支援	・参加資格要件等 ①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。(ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。) ②業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。(ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。) ・工事に関する事後制限(※参加資格には該当しない) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。 (ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。)

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

令和6年度から変更なし

○公物管理補助業務

業務区分	要件
堰・排水機場管理支援	要件を付さない
道路許認可審査・適正化指導	・参加資格要件 本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと

○用地補償総合技術業務

業務区分	要件
用地補償総合技術	・参加資格要件 「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと。」

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

○行政事務補助業務

業務区分	要件
技術資料作成等技術	<p>・参加資格要件</p> <p>①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。</p> <p>②本業務の履行期間中に工期がある当該事務所関係課の発注業務に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。(ただし発注者支援業務等は除く)</p> <p>・業務に関する事後制限(※参加資格には該当しない)</p>
総合技術補助業務	<p>①本業務を受注した者は資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所の工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所の発注工事に参加してはならない。</p> <p>②本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所関係課の発注業務(点検業務等の役務を含む)に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所関係課の発注業務(点検業務等の役務を含む)に参加してはならない。(ただし発注者支援業務等は除く)</p>

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(イ) 業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者は、四国地方整備局管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・ なお、業務内容により「〇〇県内」と記載する場合がありますので、詳細は各業務の入札説明書によること。

例) ・発注者支援業務 → 〇〇地方整備局管内

・公物管理補助業務 → 〇〇県内

- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

※設計共同体的場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(ウ) 業務実績に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成22年度以降に完了した以下に示す業務（令和6年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（当該業務公告時において未完了の業務成績は含まない）未満の場合は実績として認めない。

① [実績の対象となる発注機関]

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 公益法人
- ・ 大規模な土木工事を行う公益民間企業

※用地補償総合技術は以下のとおり

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

②[企業における実績の対象となる業務分野]

業務実績	業務内容	発注者支援業務等			
		発注者支援	公物管理補助	用地補償総合	行政事務補助業務
発注者支援		●	●		●
公物管理補助(発注者支援業務等)		●	●		●
行政事務補助		●注1	●注1		●
CM業務		●	●		●
PFI事業技術アドバイザー業務		●	●		●
土木設計業務		●	●		●
調査検討・計画策定業務		●	●		●
管理施設調査・運用・点検業務		●	●		●
測量業務・地質調査業務		●	●		●
「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」別紙に定めるいずれかの業務(8部門)				●	

注1) 四国地方整備局では従前から調査検討・計画策定業務に含む

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 予定管理技術者の資格等〈発注者支援業務〉

業務種別	記載内容
(発注者支援) ・積算技術 ・工事監督支援 ・技術審査	<ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)・1級土木施工管理技士・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者・(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>※ RCCM：RCCMと同等の能力を有する者とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。</p></div>

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

業務種別	記載内容
<p>(発注者支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・積算技術・工事監督支援	<p>※業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・1級造園施工管理技士 <p>※業務内容が電気通信設備工事のみ場合</p> <ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門)・1級電気工事施工管理技士・1級電気通信工事施工管理技士・(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(ア) 予定管理技術者の資格等＜公物管理(河川関係)＞

業務種別	記載内容
(公物管理) ・河川巡視支援 ・河川許認可審査 ・ダム管理支援 ・堰・排水機場管理	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) ・1級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る) ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 <p>＜ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者 <p>＜ダム管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <p>＜業務内容に堰・排水機場管理支援が相当程度含まれる場合は以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級ポンプ施設管理技術士を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者 <p>＜河川巡視支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道-業務:点検・診断) <p>＜河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川維持管理技術者

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(ア) 予定管理技術者の資格等＜公物管理(道路関係)＞

業務種別	記載内容
(公物管理) ・道路許認可審査・適正化指導	・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) ・1級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る) ・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 ・道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(ア) 予定主任担当者の資格等〈用地補償総合技術〉

業務種別	記載内容
(用地補償) ・用地補償総合技術	<ul style="list-style-type: none">・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有するもの。・補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。・登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。・一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。・実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(ア) 予定管理技術者の資格等〈行政事務補助業務〉

業務種別	記載内容
<p>(行政事務補助)</p> <ul style="list-style-type: none">・技術資料作成等業務・総合技術補助業務	<ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)・1級土木施工管理技士・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者・(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

業務種別	記載内容
(行政事務補助) ・総合技術補助業務	※業務内容が電気、機械、営繕を含む場合 ・技術士(総合技術監理部門—建設科目、電気電子科目又は機械科目) ・技術士(建設部門、電気電子部門又は機械部門) ・一級建築士 ・1級土木施工管理技士 ・1級電気工事施工管理技士 ・1級電気通信工事施工管理技士 ・1級建設機械施工管理技士 ・1級建築施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ・ 予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した同種又は類似業務
(令和6年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。
- ・ 業務実績には、平成22年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

【例：工事監督支援業務の場合】

- [1]同種：・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務(類する業務を含む)、公物管理補助業務(類する業務を含む)
- [2]類似：・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務における概略・予備・詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者の業務

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

① [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

○発注者支援業務

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等		
		工事監督 支援	技術審査	積算技術
発注者支援		●	●	●
公物管理補助(発注者支援業務等)		●	●	●
CM業務		○	○	○
PFI事業技術アドバイザー業務		○	○	○
土木設計業務(概略・予備・詳細設計業務)		○	○	○
土木工事(監理技術者、主任技術者)		○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

○公物管理業務(河川関係)

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等			
		河川 巡視支援	河川許認 可審査	ダム管理 支援	堰・排水機 場管理支 援
発注者支援		●	●○	●○	●
公物管理補助		● 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	●○ 河川・ダム分野	● 河川分野のみ
調査検討・計画策定業務		○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
管理施設調査・運用・点検業務		○ 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木設計業務		○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木工事(監理技術者、主任技術者)		○	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

○公物管理業務(道路関係)

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等
		道路許認可審査・適正化指導
発注者支援		●
公物管理補助(道路)(発注者支援業務等)		●
CM業務		●
PFI事業技術アドバイザー業務		●
管理施設調査・運用・点検業(道路)		●
土木設計業務(道路の概略・予備・詳細設計業務)		○
土木工事(監理技術者・主任技術者)		○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

○用地補償総合技術

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容 (発注者支援業務等) 用地補償総合技術
補償説明業務(補償関連部門)	●
公共用地交渉業務(総合補償部門) (用地補償技術補助業務、用地補償技術業務及び用地補償総合技術業務含む)	●
用地調査等業務 (土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門) (用地関係資料作成整理等業務、用地関係文書作成等業務及び用地調査点検等技術業務を含む)	○

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

○行政事務補助業務

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	行政事務補助業務	
		技術資料作成等 業務	総合技術補助業 務
発注者支援		●	●
公物管理補助(発注者支援業務等)		●	●
行政事務補助業務		●	●
CM業務		○	○
PFI事業技術アドバイザー業務		○	○
土木設計業務(概略・予備・詳細設計業務 (河川又は道路))		○	○
工事(監理技術者、主任技術者)		○	○

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(ウ) 直接的な雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(エ) 手持ち業務量①

- ・ 予定管理技術者は、令和7年4月1日(令和7年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日)現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。)が5億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者(測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む)となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。(複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする)
- ・ 令和7年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

※R7発注者支援業務等において複数業務を受注し、手持ち業務量の制限を超えた場合は「無効」(手持ち業務の制限を超えた業務のみ)となるので注意すること。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(エ) 手持ち業務量②

- ・ 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額5億円、件数で10件（令和7年4月1日（令和7年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
 - 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の制限を超えない者

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

4) 担当技術者に対する要件

担当技術者の資格要件については、特記仕様書に記載します。

また、契約締結後に資格の有無を確認します。

＜参考 発注者支援業務の要件＞

業務種別	資格要件
(発注者支援) 工事監督支援 技術審査 積算技術	<ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)・技術士補(建設部門)・1級又は、2級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者・(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(I)、(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る)・地方公共工事品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者I又はII(業務により異なるので特記仕様書を確認)・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[※]の者 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。・河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 発注者支援業務の要件＞

業務種別	記載内容
<p>(発注者支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・積算技術・工事監督支援・技術審査業務	<p>※業務内容が、電気通信設備工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・1級電気工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士補又は2級電気工事施工管理技士・1級電気通信工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士補又は2級電気通信工事施工管理技士、・第1種電気工事士又は第2種電気工事士・第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者・電気通信主任技術者(伝送交換主任技術者又は線路主任技術者)・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 発注者支援業務の要件＞

業務種別	記載内容
<p>(発注者支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・積算技術・工事監督支援・技術審査業務	<p>※業務内容が、機械設備工事が相当程度含まれる場合</p> <p>発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門-機械又は機械部門)、技術士補(機械部門)・1級建設機械施工管理技士、1級建設機械施工管理技士補又は2級建設機械施工管理技士 <p>※業務内容が、土木営繕工事が相当程度含まれる場合</p> <p>発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・一級建築士または二級建築士・1級建築施工管理技士、1級建築施工管理技士補または2級建築施工管理技士 <p>※業務内容が、造園工事が相当程度含まれる場合</p> <p>発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・1級造園施工管理技士、1級造園施工管理技士補または2級造園施工管理技士・都市公園関係の技術的行政経験を5年以上有する者

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 発注者支援業務の要件＞

業務種別	記 載 内 容
(発注者支援) ・工事監督 支援	※工事監督支援のみ業務内容が、管工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・1級管工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士補または 2級管工事施工管理技士

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 発注者支援業務の要件＞

業務種別	記載内容
(発注者支援) ・積算技術 ・工事監督 支援 ・技術審査業務	<p>※業務内容が電気通信設備工事のみ場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門)、技術士補(電気電子部門) ・1級電気工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士補又は2級電気工事施工管理技士 ・1級電気通信工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士補又は2級電気通信工事施工管理技士 ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士 ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者 ・電気通信主任技術者(伝送交換主任技術者又は線路主任技術者) ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者 <p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川又は道路における電気通信設備関係の技術的行政経験(※)を5年以上有する者

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 公物管理支援業務の要件＞

業務種別	資格要件
(公物管理) ・河川巡視支援 ・河川許認可審査 ・ダム管理支援 ・堰・排水機場管理	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) ・技術士補(建設部門) ・1級又は、2級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[※]の者 <p style="margin-left: 20px;">※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 <p>＜ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者 <p>＜ダム管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <p>＜河川巡視支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道-業務:点検・診断) <p>＜河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川維持管理技術者、河川点検士

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 公物管理支援業務の要件＞

業務種別	記載内容
(公物管理) ・ダム管理 支援	<p>※業務内容に、電気通信設備に関する業務が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門)、技術士補(電気電子部門)・1級電気工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士補又は2級電気工事施工管理技士・1級電気通信工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士補又は2級電気通信工事施工管理技士・第一種電気工事士又は第二種電気工事士・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者・電気通信主任技術者(伝送交換主任技術者又は線路主任技術者)・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(※1)(技術士部門と同様の部門に限る)・河川又は道路関係の電気通信設備関係の技術的行政経験を5年以上とする者・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験(電気通信分野)が1年以上の者 <p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。</p>

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 公物管理支援業務の要件＞

業務種別	記載内容
(公物管理) ・ダム管理 支援	※業務内容に、機械設備に関する業務が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・技術士(総合技術監理部門-機械又は機械部門)、技術士補(機械部門) ・1級建設機械施工管理技士、1級建設機械施工管理技士補又は2級建設機械施工管理技士 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(※1) (技術士部門と同様の部門に限る) ・河川又は道路関係の機械設備分野の技術的行政経験を5年以上とする者 ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験(機械設備分野)が1年以上 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 公物管理支援業務の要件＞

業務種別	資格要件
<p>(公物管理)</p> <p>・道路許認可審査・適正化指導業務</p>	<ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)・技術士補(建設部門)・1級又は、2級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る)・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[*]の者 <small>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。</small>・道路若しくは、河川関係の技術的行政経験又は道路交通行政経験を5年以上有する者

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 用地補償総合技術：予定担当技術者の要件＞

業務種別	資格要件
(用地補償) ・用地補償 総合技術	<p>予定担当技術者本人が被補償者でない及び被補償者の役員を兼ねていない者で、次のいずれかの資格を有していること</p> <ul style="list-style-type: none">イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 用地補償総合技術：予定業務従事者の要件＞

業務種別	資格要件
(用地補償) ・用地補償 総合技術	・予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、複数名配置する場合、うち1名については要件を満たす必要はない。 1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない) 2) 予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

＜参考 行政事務補助業務の要件＞

業務種別	資格要件
(行政事務補助) 技術資料作成等 業務	<ul style="list-style-type: none">・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)・技術士補(建設部門)・1級又は、2級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者・(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(I)、(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (技術士部門と同様の部門に限る)・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[※]の者 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。・河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

※業務によって異なるため、入札説明書を確認すること。

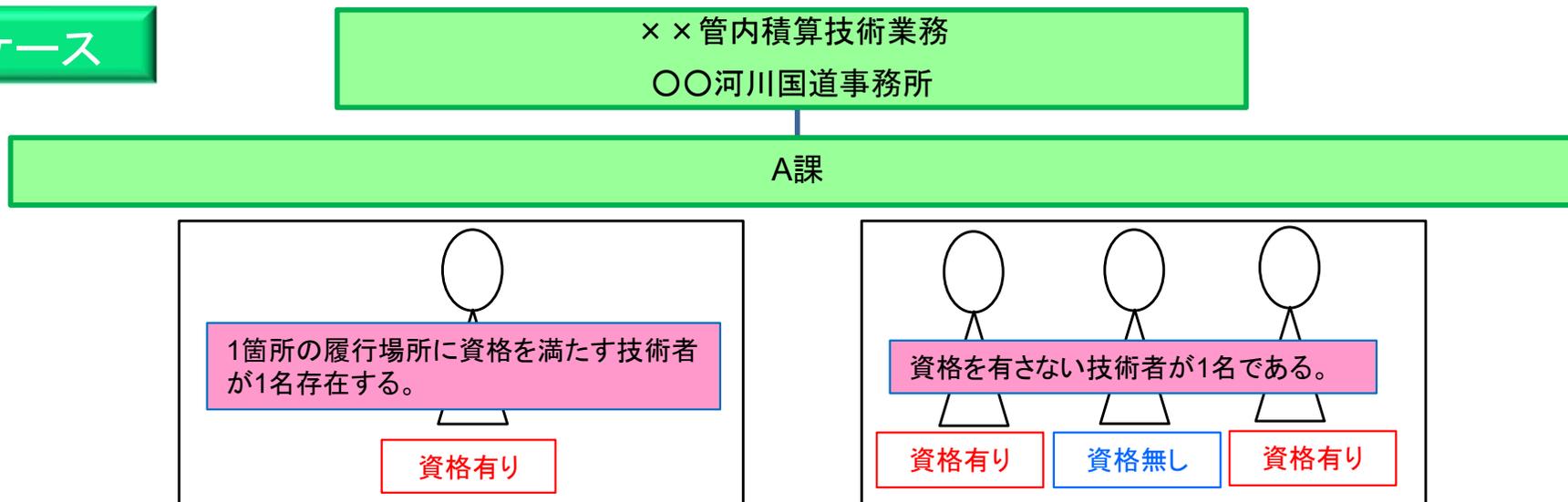
※電気通信設備工事、機械整備工事、土木営繕工事、管工事が相当程度含まれる場合は資格を追加する。

【参考】担当技術者の資格要件の緩和について

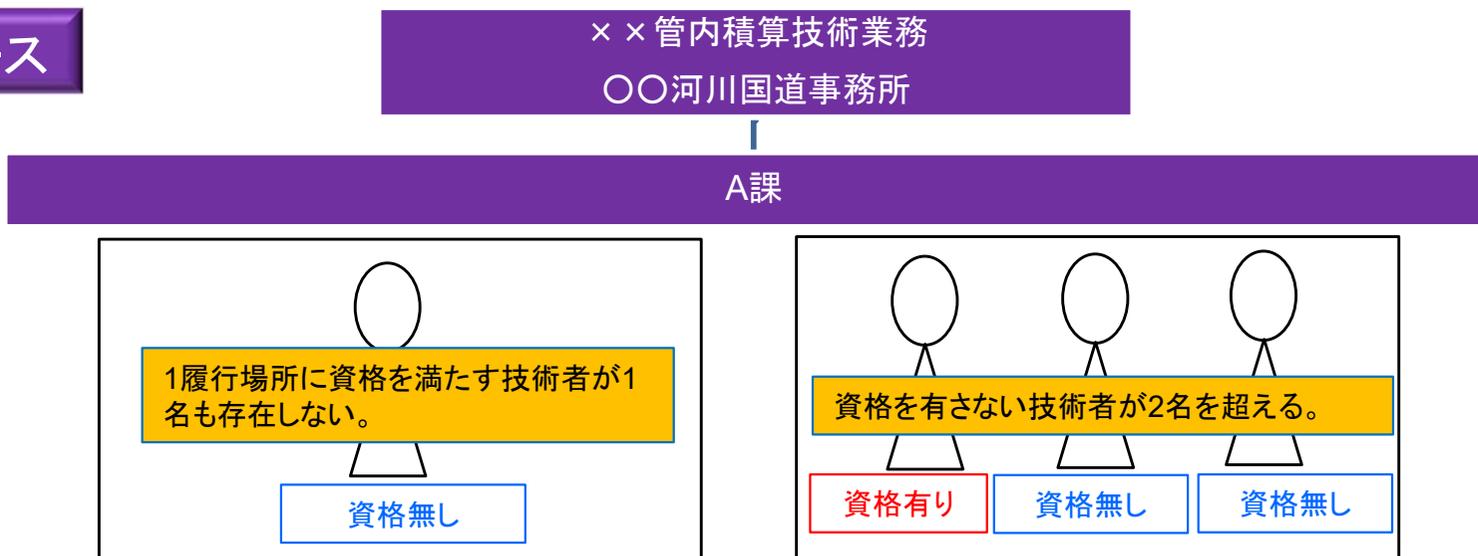
【参考】積算技術業務の例

1つの履行場所(業務対象事務所等)において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能**とする。(R6より変更無し)

認められるケース



認められないケース

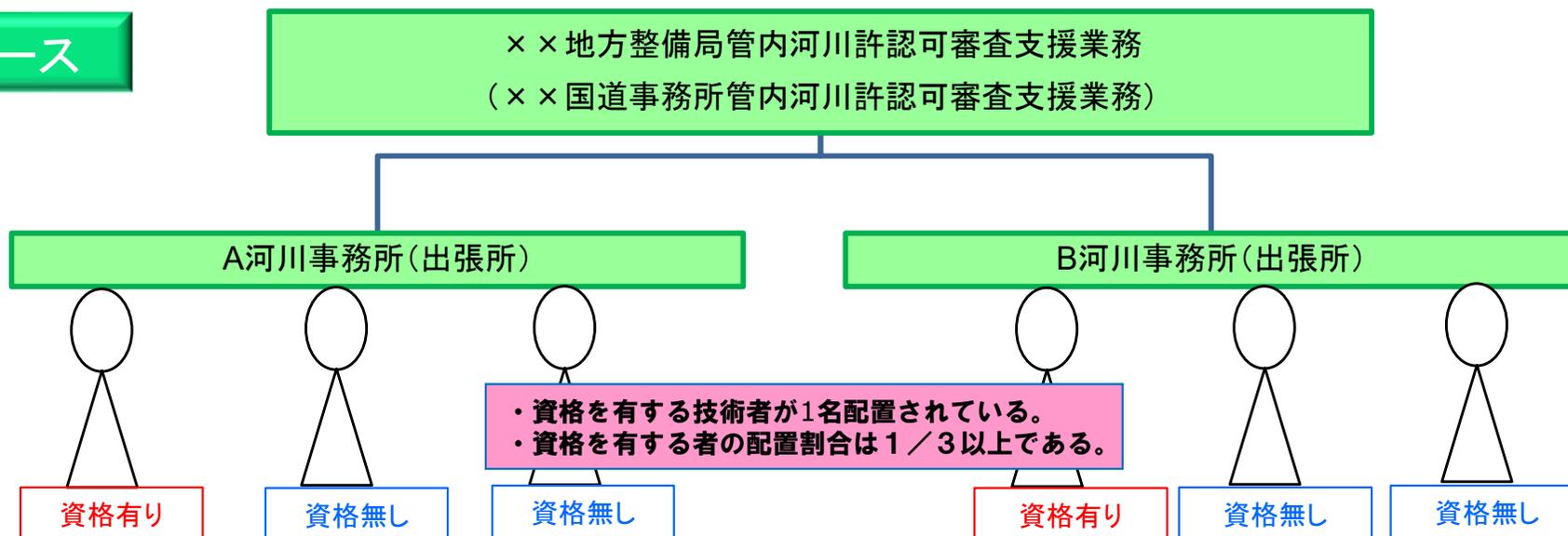


【参考】担当技術者の資格要件の緩和について

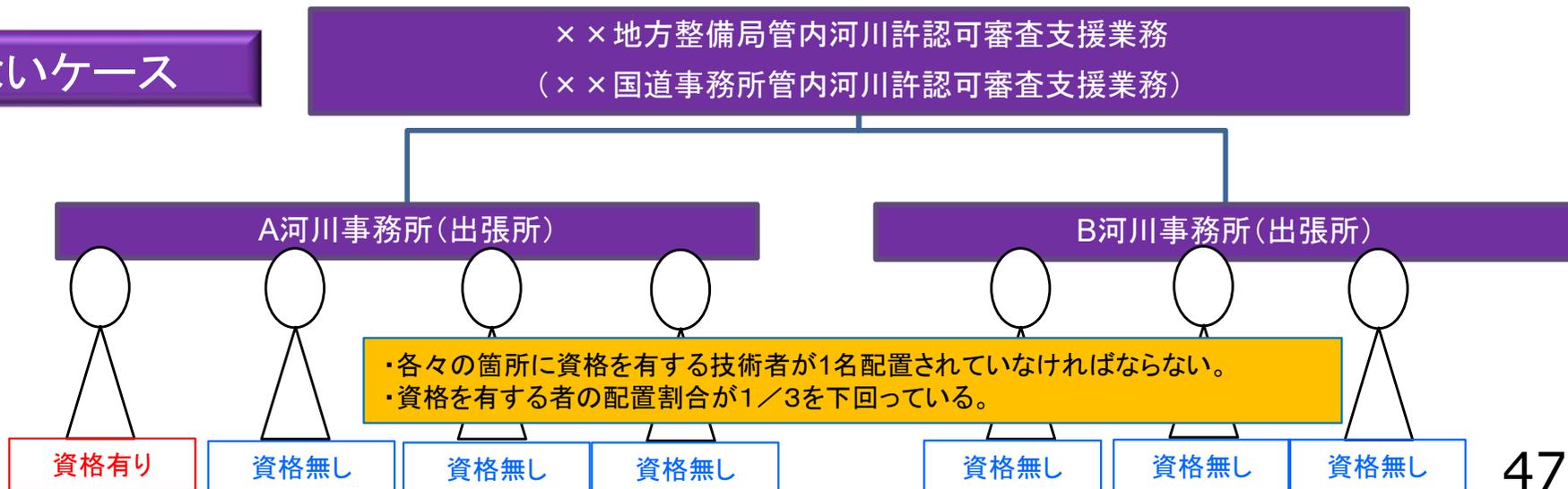
【参考】河川許認可審査支援業務の例

1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。**ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、**1/3（人）を下回ってはならない。**

認められるケース



認められないケース



【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

5) 総合評価項目

(ア) 地域精通度について、下記の順位で評価する。

- ① 当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。
- ② 当該事務所が所在する県に隣接する県(当該県を含む整備局等管内)における同種又は類似業務実績がある。
- ③ 当該整備局等管内における同種又は類似業務実績がある。
- ④ 当該事務所が所在する県に隣接する県(整備局管外)における同種又は類似業務実績がある。
- ⑤ ①、②、③、④以外

※上記、②及び④の内容はR2から追加した内容である

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(イ)配置予定担当技術者の経験について評価する。

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価において優位に評価[※]する。ただし、契約時点で予定していた同種又類似業務の実績のある担当技術者を配置できない場合は、業務成績において減点とします。

※申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

(ウ)履行確実性評価の導入

調査基準価格、品質確保基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を追加する。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

(エ)賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う。

賃上げの実施を表明した企業等については技術評価において5点を加点する。

賃上げ基準に達していない場合等については6点を減点する。

【4】令和7年度発注者支援業務等の要件等

6) 業務に必要な物品・消耗品等

- ① 業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。
ただし、行政事務補助(技術資料作成等業務)において、担当技術者の所在の制限を付している業務については、協議により必要と認められた場合において執務室賃料等の費用計上を行う。
- ② 詳細については、各業務の入札説明書、特記仕様書による。

【5】令和7年度発注者支援業務の主な変更点

1) 直接的な雇用関係を証明する添付の廃止

直接的な雇用関係を証明するための資料の添付を求めていましたが、添付を廃止し、様式中に誓約するよう変更します。

2) 品質確保基準の追加

予定価格が100万円を超え1,000万円以下である場合には、品質確保の観点から品質確保基準を設定します。

3) 入札説明書の分冊化

積算技術、工事監督支援、技術審査、ダム管理、技術資料作成、総合技術補助業務において、入札説明書を分冊化し、共通編、個別編の4部構成に変更しています。

入札説明書(共通事項)

入札説明書(個別事項)

入札説明書(個別事項【別表】)

入札説明書(個別事項【評価表】)

なおその他の業務については、引き続き従来通りの入札説明書の形態とします。

【5】令和7年度発注者支援業務の主な変更点

4) 電算機使用経費について

電算機使用経費の計上について、在庁方式の場合で受注者がパソコン等を用意する必要がある場合(貸与品により業務履行する場合は対象外)に特記に、計上する旨記載するように変更します。

なお技術資料作成等業務に関しては、担当技術者の業務用執務室を事務所等の庁舎付近に指定している業務に対して計上できることとしています。

5) 情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)について

R6年度業務までは変更対応としていましたが、基準書が改定され、間接原価に含まれたため、間接原価に含まれる旨の仕様書に変更します。

【6】令和7年度行政事務補助業務(技術資料作成等業務)について

1) 庁舎の貸借契約に基づく無償使用の試行的停止

令和6年度から変更なし

○技術資料作成等業務において、発注者との貸借契約に基づく庁舎の一部及び物品の無償使用を試行的に停止。

○ただし、電通、機械、営繕の専門職種等は除く。

2) 実施方針

○受注者において業務用事務室を確保し、業務を遂行する。

○異常気象時の資料作成については、その場合のみ庁舎会議室等で執務を行うことを可能とする。



○業務用事務室の確保場所を発注者が事務所等庁舎近傍に指定した場合には、協議のうえ、必要と認められる経費を計上できることとする。

1. 発注見通しの公表について



四国内の工事・業務発注見通し情報

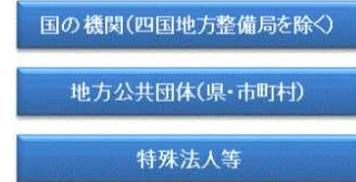
◆発注見通し等の入札関連情報

PPI: 入札情報サービス(全国地方整備局等の入契情報検索)

◆四国地方整備局の発注見通し



◆四国内の発注見通し情報



◆四国内の「県別統合」発注見通し情報



※ 定期競争参加資格審査インターネット申請について、以下の(国土交通本省HP) [New!](#)



※ 概要及び必要書類等は以下のリンク先にてご確認ください

- ・ 競争参加資格審査インターネット一元受付の実施 >> 「[資格審査申請書\(申請用データ\)作成の手引き](#)」はこちら
- ・ 国土交通省地方整備局等に係る定期の資格審査等 >> 「[競争参加資格審査申請書及び申請の手引き](#)」はこちら

- ◇ R3・4 建設工事及び測量・建設コンサルタント等 R3・4の競争参加資格審査に関する申請手続きを決定しました。 ※ 概要及び必要書類等は以下のリンク先にてご確認ください。 (記者発表資料)

発注・入札情報

◎ 発注見通し・入札公告等

- PPI: 入札情報サービス(全国地方整備局等の入契情報検索)
 - ◆ 渡川ダム統合管理事務所の事務所名称の誤りにつ
- 入札公示新着情報(建設工事・建設コンサルタント)
- 入札説明書等ダウンロード【電子入札システム】
- 物品役務に関する発注の見通しの公表(港湾空港関連)
- 港湾空港関連入札・契約情報
- PFI事業
- ◆ 四国内の工事・業務発注見通し情報 [New!](#)
- 公開競争実施の公示
- 参加者の有無を確認する公募手続き [New!](#)
- 物品役務の入札公告
- 競争参加者の資格に関する公示
- 意見招請に関する公示
- 国有財産売却情報
- 物品売却公告 [New!](#)
- 国有財産の鑑定評価に係る見積合わせ公告

◎ オープンカウンター

- オープンカウンター発注情報【本局】(PDF) >> [オープンカウンターの実施について](#) H30.1更新

◎ 電子契約システム(港湾空港関連を除く)

【7】その他

2. 本日の資料について

The screenshot shows the homepage of the Shikoku Regional Development Bureau. At the top, there is a navigation bar with the logo and the text '国土交通省 四国地方整備局'. Below this, there are several main sections: '建政' (Construction) with a large image of a field, '採用情報' (Recruitment Information) with a 'RECRUIT' banner, and '四国の防災情報' (Disaster Information for Shikoku). A 'CONTENTS' section lists various topics like 'TEC-FORCE' and '四国地方整備局の予算'. A 'DEPARTMENTS' section at the bottom lists various departments, with '企画部' (Planning Department) circled in red.

This screenshot shows the '企画部' (Planning Department) page. The header includes the department name and a navigation menu. The main content area is divided into several sections: '四国地方整備局の予算' (Budget), '四国圏の自律的・持続的な発展に向けて' (Towards autonomous and sustainable development), and '国土形成計画' (National Spatial Strategy). A sidebar on the right contains a list of links, with '技術管理' (Technical Management) circled in red. A large yellow arrow points from this link to the next screenshot.

This screenshot shows the '技術管理' (Technical Management) page. The header includes the department name and a navigation menu. The main content area is divided into several sections: '発注者支援業務等' (Contractor Support Services), '1. 令和3年度 共通仕様書・積算基準' (FY2021 Common Specifications and Estimation Standards), '2. 令和3年度 発注者支援業務等に関する一般事業者向け説明会資料' (General Contractor Support Services Information Materials for FY2021), and '3. 令和3年度 行政事務補助業務等に関する資料' (Information Materials for FY2021 Administrative Support Services). A red circle highlights the '発注者支援業務等' section, and a yellow arrow points from this section to the text on the right.

This screenshot shows the '業務' (Business) page. The header includes the department name and a navigation menu. The main content area is divided into several sections: '業務' (Business) with a list of links, '通達・マニュアル等 (工事・業務)' (Circulars, Manuals, etc. (Construction, Business)), and '四国地方整備局 TOP' (Shikoku Regional Development Bureau TOP). A red circle highlights the '発注者支援業務等' link, and a yellow arrow points from this link to the text on the right.

※本日の資料はこちらに掲載します。
主な質問と回答についても公告までに
掲載予定です。